

19世紀テヘランの高利貸 ——約款売買証書をめぐって——

近藤 信 彰

はじめに

イスラーム法と経済の関係を考える上で、高利（リバー）は非常に重要な論点の一つである。もちろん、イスラーム法では利子附金銭貸借は禁止されているが、ロダンソンが示しているように、前近代のイスラーム世界ではさまざまな方策を用いて、実質的に利子附金銭貸借を行ってきた [ロダンソン 1978: 59-66]。しかし、こうした慣行の存在はしばしば指摘されるものの、その慣行の実態と当時の社会における位置づけに関しては、オスマン朝史を例外として¹⁾、研究蓄積が不足しているように思われる。特に、筆者が専門とするイラン史においては、研究は皆無に等しい。それを解決するためには、ロダンソンが述べるがごとく、「きわめて稀にしかほとんど研究もされていない古文書資料をよみこな」す必要があるのである。

本稿で取り上げるのは約款売買 (bey'-i shart)²⁾ に関する文書である。約款売買とは、後述するように正式には約定選択権附売買と呼ぶべきものであるが、19世紀のイランでは多くの場合、実質的な高利貸を意味する。この約款売買は当時のさまざまな史料に散見する。たとえば、筆者が以前検討した文書史料のうち、ワクフ証書の改訂を示す2通のワクフ証書の欄外に記されたファトワーの中に約款売買に関する記述が現れる [Kondo 2003: 177]。また、「二重のワクフ」訴訟においては、そもそもの発端はのちにワクフを設定された不動産が約款売買によって所有権が移転したことにある。すなわち、息子の一人が、他の相続人の承諾をえず、亡父の不動産を担保に借財したが、返済できずに担保物件を差し押えられ、債権者が獲得したこの物件にワクフを設定してしまった。このため、ワクフ管財人と亡父の他の相続人との間に紛争が発生したのである [近藤 2004: 122]。約款売買がワクフや所有権をめぐる紛争と密接な関係にあることが想定される。

19世紀後半にはこの取引は非常に盛んであったと当時の史料も伝えている [Ma'āser 176]。

1) Jennings 1973; Gerber 1988: 127-147.

2) 筆者は2004年まで bey'-e shart に「条件売買」という訳語を当てていたが（たとえば、近藤 2001: 6）、shart は「約款」の意味でとる方がふさわしく、「約款売買」に改める。

19 世紀前半に記された法学解説書においてもしばしば言及される [Shatāt]. 1275/ 1858 年に発表された 31 箇条からなる地方の法務官 (divānbeygi) の職務規程のうち、3 箇条がこの約款売買に関するものである [Vaḡāye' 407: 3-4]。

しかし、これまでにこれらの約款売買証書はある程度、翻刻・出版されているものの、この取引そのものに関しては、ごく簡単な解説がなされるのみで、本格的な研究は存在しない³⁾。そこで、本稿では、19 世紀のテヘランで作成された、3 群からなる約款売買証書および関連文書を中心に分析し、この法的、経済的慣行の実態や性格、その背景について考察を行う。その前提として、この慣行の法学上位置づけや書式を明らかにし、また比較のために公刊されている農村部の約款売買証書を分析する。中心となる文書の分析ののち、他の類例の慣行との比較を行い、さらに約款売買に関するガージャール朝の政策を検討する。これによって、約款売買の実態や当時の社会における位置づけ、その流行の理由が明らかになると考える。

I 法学上の位置づけと証書の書式

1 法学上の位置づけ

イスラーム世界の各地では、古くから利子附金銭貸借の擬装のための買戻約款附売買が行われてきた。中央アジアでは合法売買 (bey'-e jā'ez), オスマン朝では bey' bil'istiglāl という名前で知られている [磯貝 2002; Bayındır 1992: 21-22]。基本的な構造は以下の通りである。売主 (債務者) が一定期間ののち売買物件 (担保物件) を買い戻す約款を売買契約に付し、さらに売買によって物件の所有権をえた買主 (債権者) がその物件を売主に賃貸する。賃貸料が利子となり、物件の所有権は一時的に買主 (債権者) に移るが、物件の用益には変更はない (つまり、売主 / 債務者は引続き物件を利用することができる)。そして、一定の期限内に債務を弁済した場合に、担保物件の所有権を回復するのである⁴⁾。

しかし、この契約は、本契約に相反する買戻という約款を含むため、法学上問題がある [柳橋 1998: 206, 213-214]。そのため、ハナフィー派では債務を弁済した場合に契約を取り消すという条項を、約款 (shart) ではなく、約束 (va'de) とすることで正当化した [磯貝 2002: 61]⁵⁾。

3) 例として、60 *Sanad*: ix-x; Owsia 1994: 238-239. 民法制定後の状況については、Emāmī 1383: 544-546 が詳しい。

4) イエメン、ハドラマウトの bay' al-'uhda も同様の高利貸契約であるが、物件の用益権のみを売買し、また物件の賃貸も別文書で行う点が大きく異なる [Boxberger 1998]。また、日本の法律用語ではこれは譲渡担保とよばれる取引である。

5) 2003 年 3 月の中央アジア古文書セミナー (於: 京都外国語大学) では実際にこれらの合法売買証書の講読を受けた。この貴重な機会をいただいた堀川徹、磯貝健一両氏に感謝する。

ところが本稿で扱うイランにおける約款売買は、買戻約款附売買によく似た慣行であるが、正当化の方法はやや異なっている。19世紀のシーア派法学書はこれを bay' al-sharṭ もしくは bay' al-khiyār と呼んでおり、約款によって、選択権 (khiyār) のなかの一つ、約定選択権 (khiyār al-sharṭ) を設定した売買とするのである [Jawāhir 38; Makāsib 255]。

約定選択権とは、当事者が約定の期間内に一方的に契約を取消 (faskh) することができる権利である。他の法学派では、ハナフィー派においてはこれを含む契約は効力未定とされ、マーリク派ではこれを認めるも、1日、2日程度なら問題ないとされている [柳橋 1998: 216, 254]⁶⁾。しかし、後述するように、約款売買証書のなかには10年もの選択期間を設定しているものもあり、この部分を拡大解釈することで、12イマーム・シーア派法学は高利貸を擬装したのである。

厳密に言えば、約款売買は、売主が定められた期間内に物件の代価を返済すれば、契約を取消し、物件を返却するという約款を附した売買契約で、それ自体はなんら金銭貸借とは関係がない。しかし、合法売買などの例と同様に、これを賃貸契約と組み合わせることにより利子附金銭貸借を擬装することができる (図1)。

19世紀前半の法学解説書である *Shatāt* には、「不動産を約款売買したのち、売主が賃借するのがこの国の慣わしである」という記述がある [Shatāt: 236]⁷⁾。すなわち、約款売買は多くの場合、物件の賃貸借と組み合わせられ、実質的に高利貸の機能を果たしていたのである。

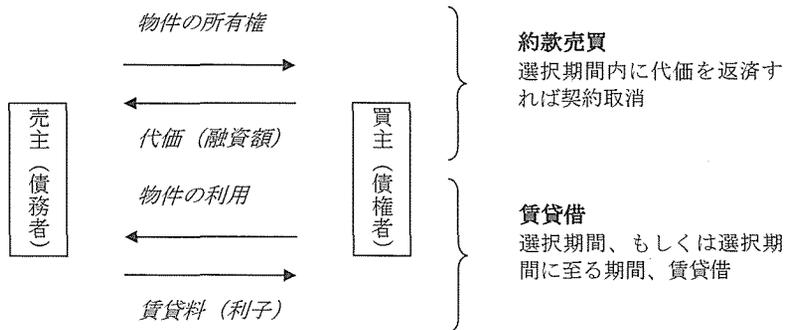


図1 約款売買の構造

6) Schacht [1964: 153] によれば3日を超えてはいけないというのが多数意見である。

7) この著作の位置づけについては近藤 2005: 183-184 を参照。

2 証書の書式

このような約款売買の性格は、売買の契約の際に作成された証書の書式に反映している。約款売買証書の本文は通常、3つの部分に分けられる。

① 約款売買の契約

通常の売買契約とほとんど同じであり、売主（債務者）と買主（債権者）の名前、売買（担保）物件の説明と四囲、売買価格（融資額）が示される⁸⁾。唯一異なるのは契約を示す定型句で、しばしば通常の売買においては「売買（mobāye'e）」という語に「確定的な（qaṭ'iyye）」や「拘束力のある（lāzeme）」という修飾語が着くのに対し、約款売買においては「約定選択権の（sharṭiyye-e khiyāriyye）」という文言が着く。また、売買契約の代わりに合意（moṣāleḥe）契約が利用される場合もあるが、その場合にも「適法な約定選択権附合意がなされた（moṣāleḥe-e shar'iyye-e sharṭiyye-e khiyāriyye shod）」という定型句をとり、その他の点では通常の合意契約と同様である。

② 約款（sharṭ）による選択権の設定

「適法な約款が定められた（sharṭ-e shar'i shod）」という文言で始まるが、売主が代価を選択期間内に返済した場合には、物件が返還されること、返済しなかった場合には選択権（khiyār）が失われ、物件の売買が確定することが述べられ、選択期間が「これから1年間」あるいは「3ヶ月経過後の3日間」のように決定される。

③ 賃貸借の契約

選択期間、もしくは選択期間に至るまでの期間、買主（債権者）が売主（債務者）に対して、売買物件を賃貸する契約を結ぶ。前述のように、これによって売主（債務者）が引き続き物件を利用することができ、賃貸料が買主（債権者）の利子収入となる。賃貸借契約の代わりに、合意契約を利用して、選択期間もしくは選択期間に至るまでの期間の物件から得られる収入を、売主（債務者）が買主（債権者）に譲渡する場合もある。この合意契約を利用する例は、通常の賃貸借契約の代替としてもしばしば見られるので、物件が売主（債務者）によって管理されるような賃貸借契約と同様のものと考えてよいであろう。

以上の3点からなる構成がわかるよう、稿末に約款売買証書の翻刻と和訳を付した。証書の上部にはウラマーの認証（sejjelāt）と押印があり、法廷で作成された法廷文書の書式に則っている。Rajabzādeらはこれを脱法行為（kolāh-e shar'i）としているが [60 Sanad: ix]、確かに真の内容はともかく、形式は法的に何の問題もないように作成されたのである。

8) 通常の売買証書の書式に関しては Werner 2003 参照。

II 公刊された約款売買証書

すでに公刊された文書集のなかにも約款売買証書が含まれている。テヘランの事例と比較するために、これらを概観しておく。表1は60 Sanadに含まれている7通の証書の内容をまとめたもの、表2はEstārbādに含まれている15通の証書のそれである⁹⁾。地域的には60 Sanadがガズヴィーン州のもの、Estārbādは大半がアスタラーバード州のものであるが、2通マーザンダラーン州のものが含まれており、それは表中に明記した。証書のうち最も年代が古いのは表2の1119/1708年のものである。サファヴィー朝末期には、すでにこの慣行が存在したことを示している。

売買（担保）物件となったのは稲刈の一つの例外を除いて不動産であり、そのうち16例が村落の持ち分、5例が土地片である。同じ村落を売買しても、価格が一致する場合もあるが、一致しない場合もある。表1でAsadollāh Khān Afshārが1302/1885年に行った二

表1 60 Sanadに含まれる約款売買証書

年代	売主 / 債務者 → 買主 / 債権者	売買（担保） 物件	価格	期間	賃貸料/利子 (年利)	典拠・備考
1280/ 1863	Mohammad Bāqer Khān Afshār → Āqā Moḥammad Tājer	Kondāb 村 1 / 6	205.6 t	0 + 1m	0.01 t (* 0.06%)	69 - 71.
1287/ 1870	Asadollāh Khān Afshār → Āqā Mirzā Abū Torāb Ṭabīb Qazvīnī	Dākherjīn 村 1 / 6	250 t	1y + 10d	30 t (12.0%)	72 - 74. 確定後、 息子が買戻 (260 t)
1290/ 1873	Asadollāh Khān Afshār → Gholām Reżā Khān	Dākherjīn 村 1.5 / 6	440 t	1y + 10d	86 t (19.6%)	75 - 76.
1293/ 1876	Asadollāh Khān Afshār → Mirzā Moḥammad 'Alī Lashkarnevis-e Ṭūpkhāne	Dākherjīn 村 1.5 / 6	100 t	1y + 10d	20 t (20.0%)	77 - 79. 第三者 が権利買取 (133 t)
1302/ 1885	Asadollāh Khān Sarhang Afshār → Āqā Mirzā 'Abdollāh Ṭabīb	Dākherjīn 村 0.5 / 6	100 t	3m + 5d	6 t (24.0%)	91 - 94. 確定後、 息子が買戻 (123.5 t)
1302/ 1885	Asadollāh Khān Sarhang Afshār → Ḥājji Sayyed Ḥoseyn Tājer Kāshānī	Dākherjīn 村 0.5 / 6	100 t	3m + 10d	6 t (24.0%)	92 - 98. 確定後、 息子が買戻 (160.6 t)
1309/ 1892	'Alī Khān Sarhang-e Fowj-e Afshār → Shir Moḥammad Khān Solṭān-e Ṭūpkhāne-e Afshār	Kondāb 村 4 / 6 Ṭāherābād 村 4.25 / 6	5400 t	0 + 1y6m	1458 t (* 27.0%)	108 - 110. 契約取消

t: tomān y: 年 m: 月 d: 日

9) ここでは約款合意証書も含め、また、20世紀のものは除いてある。主契約が約款売買でも、賃貸契約やそれに類する約款が含まれていない証書も除いた。

表2 Estārbād に含まれる約款売買証書

年代	売主 (債務者) →買主 (債権者)	売買 (担保) 物件	価格	期間	賃貸料/利子 (年利)	典拠・備考
1119/ 1708	Qorbān 'Alī sāken-e Talūkalāte →Mir Ghiyāsh al-Dīn Moḥammad	Talūkalāte 村 0.5/42 ガナート 2/6	1.5 t	9m?d	稲粃 1 kh 20 man	7 : 15 - 17. 契約取消
1230/ 1815	Āqā Moḥammad Ḥasan →Sayyed 'Abd al-Laṭīf Ḥoseynī	土地片 2	3.8 t	1y + 10d	0.1 t (2.6%)	10 : 89 - 90.
1235/ 1820	Āqā Ḥoseyn Chahārdehī →Sayyed 'Abd al-Laṭīf Ḥoseynī	土地片 2	3 t	1y + 10d	0.9 t (30.0%)	10 : 85 - 86.
1238/ 1823	Mohammad Ebrāhīm Khān Qājār →Ḥājji Sayyed Mofid ; Āqā Raḥīm	Sūtekalāte 村 2.5/63	86 t	13m15d +10d	17.2 t (17.7%)	7 : 38 - 40.
1251/ 1835	Mīrzā 'Alī 'Emrānlū →Sayyed 'Abd al-Laṭīf Ḥoseynī	土地片 3/6 ; 絹 0.5 man	5 t	1y + 10d	1 t (20.0%)	10 : 82 - 84.
1251/ 1836	Mīrzā 'Alī 'Emrānlū →Sayyed ('Abd al-) Laṭīf Ḥoseynī	土地片 3/6 ;	5 t	6m + 6m	1 t (20.0%)	10 : 91 - 92.
1251/ 1836	Moḥammad 'Alī Dorūd →Sayyed 'Alī al-Ḥoseynī	土地片 1	2 t	1y + 10d	0.4 t (20.0%)	10 : 84 - 85.
?	Mīrzā Moḥammad Mahdī Ashrafī →Mīrzā Valī 'Alīābādī	Kalāk 村 (M) 2/6	1000 t	3m + 4y9m	500 t (* 10.0%)	9 : 78 - 80.
1262/ 1846	Mīrzā Moḥammad Valī Māzandarānī →Ḥājji Mīr Moḥammad 'Alī Lārījānī	Kalāk 村 (M) 0.5/6	65 t	6m + 5d	8.4 t (25.9%)	9 : 83 - 84.
1266/ 1850	Malek Gholām Reżā ; Malek Aṣghar ; Malek Taqī Astarābādī →Karbala'ī Moḥammad Rabī' Tājer Hamadānī	Showkatābād 村 3.5/6	330 t	4m + 3m	115.5 t (* 60.0%)	6 : 591 - 593.
1285/ 1868	Malek Aṣghar ; Soleymān Khān ; Malek Aḥmad 'Alī →Ḥājji Āqā Moḥammad	Ḥoseynābād 村 1/6 Miyānābād 村 0.5/6	600 t	9y + 1y	稲粃 750 kh	8 : 284 - 287.
1290/ 1873	Ḥoseyn Āqā Develū Qājār →Bānū Beygom	'Oṣmānkālate 村 9/29	6 t	0 + 18m	18 t (* 200.0%)	10 : 90 - 91.
1292/ 1875	Malek Aṣghar ; Soleymān Khān ; Malek Aḥmad 'Alī →Ḥājji Āqā Moḥammad	Ḥoseynābād 村 1.5/6 Kenāre 村 1.5/6	1100 t	10y + 1m 毎年選択 可	2200 t (20.0%)	8 : 290 - 294.
1293/ 1876	Karbala'ī Ḥasan Khān →Shahr Bānū Beygom	Eṣfahānkālate 村 1/20	10 t	6m + 6m	2 t (* 20.0%)	10 : 83 - 84
1298/ 1881	Malek 'Alī Shāh →Mashhadī Sārā	稲粃 120 kh.	120 t	1y + 12d	20 t (16.7%)	8 : 303 - 304

t : tomān kh : kharvār y : 年 m : 月 d : 日 (M) マーザンダラーン州

つの取引は内容が一致するが、彼が1290/1873年と1293/1876年に行った取引は、物件の持分と期間が同じであるにもかかわらず、取引価格（借入額）は4倍も異なる。表2のKalāk村の持分に関する年代不明と1262/1846年の2つの取引でも、持分の比は1対4であるのに取引価格の比は13対200と全く比例しない。

取引価格もサファヴィー朝期のそれを除いても、表2には2トマン、3トマン、5トマン、6トマンといった小口の取引が見られる。一方で、表1の5,400トマン、表2の1,100トマン、1,000トマンという大口の取引もある。

選択期間に関しては2通りの方式がある。(a) 証書作成と同時に選択期間が始まる方式と(b) 一定の期間ののちに選択期間を設ける方式である。(a) の場合はすぐにでも契約を取り消す、すなわち債務を弁済することが可能であるが、(b) では一定期間、弁済できず、選択期間の到来を待つ必要がある。表では「(選択期間までの期間)+(選択期間)」で表わした。+の前が0の場合は(a)方式を意味する。全体で見れば、一定期間ののちに選択期間を設ける(b)の方が多数派であるが、これは賃貸料(利子)の計算がより簡単であることによると考えられる。なぜなら、証書作成と同時に選択期間が始まる方式では、弁済が選択期間の途中であった場合、賃貸料(利子)を期間に応じて再計算する必要があるからである[Shatāt: 236]。年利率の計算も、方式によって異なってくるが、(a)の場合は選択期間までの期間を、(b)の場合は選択期間を基準として計算し、後者の計算法による場合は年利率の数字にアスタリスクをつけた。

期間も事例により、まちまちである。1ヶ月、3ヶ月という短いものもあれば、10年に達するものも2例ある。賃貸料は物納が2例あるが、残りは金納であり、農村部への貨幣経済の浸透をうかがわせる。年利率は、物納を除く20件のうち14件が15%から30%の間に入っており、これがほぼ相場と考えられる。しかし、中には200%という超高利や0.06%、2.63%という低利も見られ、場合によってかなり異なることも確かである。

取引を行った人物に着目すると、表1はすべてアフシャール部のハーン、それも軍人が借財していることがわかる。これに対して買主(債権者)の方は商人が2件、医師が2件、軍書記や軍人、ハーンが各3件と分かれている。このうち5件の契約後の事情が文書の欄外に記されているが、1309/1892年のものが契約取消、すなわち返済完了、1293/1876年のものは融資額の33%増で第三者が権利を買い取っている。そして、残りの3件は、売主本人が返済できず、物件が買主に渡ったのち、売主の息子が融資額のそれぞれ、4%増、23.5%増、60.8%増で買い戻している。その後の事情もまたさまざまである。

表2の方ではMalekという称号を持つ、おそらくは古来のアスタラーバードの農村部の有力者が、借財する例が4件見られる。買主(債権者)には、アスタラーバード出身のSayyed 'Abd al-Laṭīf al-Ḥoseynīが4件もの融資を行っている。また、商人が1件、女性が3件ある。こちらの方は契約後の事情は前述の1119/1708年の事例が契約取消、すなわち返済完了したのがわかるのと、マーザンダラーン州のKalāk村が一旦約款売買によって

所有権が移転した、すなわち担保が差し押えられたのち、再び約款売買に掛けられたことが判明する。

以上、公刊された約款売買証書の概要が明らかになった。証書の数に限られているが、農村部の例としてテヘランの事例と比較することが可能である。

III テヘランの約款売買証書

ここで、検討するのはイランの旧国民文書機構 (Sāzmān-e Asnād-e Mellī, 現在は国民図書館・文書機構 Sāzmān-e Asnād va Ketābkhāne-e Mellī に改組され、国民図書館 Ganjīne-e Asnād-e Mellī の呼称を使用) 所蔵の 3 グループの文書である。これらの文書は分類では国庫 (khazāne) という分類に入っており、少なくともこの分類を作った当初はガージャール朝の国庫から移管された文書が含まれていたと考えられる。この分類には、シャリーア法廷で作成されたさまざまな証書類が比較的多く収められている¹⁰⁾。取り上げる証書は 1252/1837 年から 1863/1847 年、モハンマド・シャー期にあたるものであり、目録上ではいずれも住宅や店舗に関する売買証書、合意証書としか記されていない。以下、グループごとに内容を説明していこう。

A. モッラー・エブラーヒームとソルタン・アフマド・ミールザーの取引 [Asnād 296002579]

モッラー・エブラーヒーム Mollā Ebrāhīm Yahūdi Eṣfahānī はその名から明らかなようにエスファハーン出身のユダヤ教徒であった。父親もエスファハーン出身で名は Dā'ūd, 兄弟の名は Eshāq であることは判明する。「モッラー」の称号はユダヤ教の聖職者を意味するものとも考えられるが、1269/1853 年のテヘランの建造物調査書では 10 人程度のユダヤ教徒の「モッラー」がおり、単にヘブライ語の読み書きに通じている人を指したのかもしれない。「モッラー・エブラーヒーム」という名前も 2 つあり、一人は宝石商で、もう一人は行商人であるが、同定は難しい [Āmār 107-108]。ちなみに同調査書によれば当時のテヘランには 'Ūdlājān 区にユダヤ教徒地区があり、ここには、ユダヤ教徒の住宅が 120 戸、礼拝所 (ma'bad) が 8 箇所、公衆浴場が 1 軒、店舗が 18 軒存在した [Āmār 107-108, 124]。また、やや時代は下るが 1284/1868 年の人口統計ではユダヤ教徒の人口は 1,578 人で、都市全体の人口の約 1% を占めていた [Āmār 350]。

10) ただし、ゴレスターン宮殿博物館にもガージャール朝の国庫に属した文書が収蔵されており、また、それと関連した王室証書目録も存在するが、これらとの関係は不明である。少なくとも、旧国立文書機構の証書類は王室証書目録には含まれていない。ゴレスターン宮殿博物館の証書類および王室証書目録に関しては、近藤 2001 を参照。

一方、ソルターン・アフマド・ミールザー Solṭān Aḥmad Mirzā ‘Azod al-Dowle はファトフ・アリー・シャーの48男として1239/1823年に生まれた。母はエスファハーン出身の女性でシャーの寵妃であったという。彼はファトフ・アリー・シャー期にすでにカーシャーンとナタンズの州知事を務めた [*Eksir* 236; *Zū al-Qarneyn* 1002, 1050; *‘Azodī* 65-66]。モハンマド・シャー期には母とともに後宮に留まり、彼の結婚に際してはシャーが新居を含む諸費用を下賜した [*‘Azodī* 164-165, 170-171]。彼が再び官職を得るのは、1275/1859年にボルジェルド州の知事職を得て以降であり [*Vaqāye‘* 441: 1]、以後マラーエル、ガズヴィーン、ハマダーンなどの州知事職、マシュハドのエマーム・レザー廟の管財人代理職を歴任し、1319/1901-2年に没した [*Bāmdād* 1353: II 74]。1269/1853年のテヘランの建造物調査書では、ウードラージャーン区に3軒、Sanglaj区に1軒の住宅を所有していることが判明する [*Āmār* 58, 231]。

文書は一枚で、表面 (A-1 a) で2件、裏面 (A-1 b) で4件の計6件の契約が結ばれている。

・A-1 a-1 約款売買証書 (1258年Ziḥejje月7日 / 1843年1月9日)

まず、モッラー・エブラーヒームが3軒の店舗をソルターン・アフマド・ミールザーに対して約款売買する契約が結ばれる。物件の店舗は、製パン店、金細工店、ギーヴェ縫い店であるが、場所や四囲については示されていない。代価は100トマーンで、引き渡されたことが明記されている。次に選択期間が6ヶ月経過後の6日と定められる。最後に、賃貸契約の代わりに、合意契約によってこの期間の物件の店舗からの収入をソルターン・アフマド・ミールザーがモッラー・エブラーヒームに譲渡することが定められる。この代価は12トマーン5,000ディーナールで、年利を計算すると25.0%となる。この店舗は第三者に対して賃貸に出されていたと考えられるから、最後の合意契約で譲渡されたのはこの店舗の賃貸料を受け取る権利である。

また、この文書の欄外には、「もしこの取引に不正が明らかとなり、物件が第三者のものであることが明らかとなった場合には、売主（債務者）とその兄弟は200トマーンを支払うことを義務とする」という書き込みが加えられている。物件そのものを管理しているのは相変わらず売主（債務者）であったから、たとえば他人の物件を担保に融資を受けるといった不正を避けるための方策であったと考えられる。

・A-1 b-1 約款売買証書 (1259年Jomādā II月28日 / 1843年7月26日)

文書の裏面の中央左側にある書き込みである。最初に日付が示され、次に以下のような表現が続く。「表面に記した売買が、先述の売主と先述の買主および先述の売買物件の所有者の間で白紙に戻った (az ham gozashte)。」そののち売主であるモッラー・エブラーヒームが兄弟のエスハグの許可をえて、再び同じ物件を同じ買主 (ソルターン・アフマド・ミールザー) に約款売買することを述べる。ここで兄弟の許可をえる必要があったのは、おそらく物件がもともと売主単独の所有物ではなく、兄弟の持分もあったためであろう。代価は100

トマーンで選択期間は6ヶ月経過後の6日間であるのも前の契約と同様である。選択の期間の物件の店舗からの収入を買主が売主に合意契約で譲渡するのも同じであるが、譲渡価格(利子)は12トマーン(年利24.0%相当)と若干下がっている。不正が発覚した場合には売主が買主に200トマーンを支払うという項目があることも同様であるが、欄外ではなく、本文の最後に加えられている。

問題は最初の契約との関係である。本来ならば6ヶ月後の6日間という最初の契約の期間が過ぎているのであるから、売主は債務を弁済し、契約は取り消されているか、あるいは約款売買が確定して、物件を買主に引き渡ししているかどちらかのはずである。しかし、実際にはそのどちらでもなく、「白紙に戻った」という曖昧な表現で最初の契約を解消し、再び、内容の似通った新たな契約を結んでいる。これはいったい何を意味するのであろうか。

論理的な解釈は、契約の更新を計ったというものである。一応、文書A-2-2の文面には「100トマーンが引き渡された」という表現も含まれているが、実際には、わざわざ前の契約を解消して、100トマーンを一旦売主(債権者)に返済して、その場で再び同じ100トマーンを売主(債権者)が買主(債務者)に融資するとは考えにくい。また正式に契約を取り消したならば、それを明確に示す法学上の用語“faskh”が用いられるべきである。

つまり、モッラー・エブラーヒームに最初の100トマーンの債務を履行しなかったが、約款売買を確定させて、店舗の所有権と利益権を完全に買主(債権者)のものにするのではなく、契約を更新することで問題の解決を図ったのである。そしてこの形式は実は一連のテヘランの約款売買証書に共通して見られるものなのである。

・A-1 b-2 約款売買証書(1260年 Moharram 月4日 / 1844年1月25日)

A-1 b-1の選択期間が過ぎて、再び前の契約が「白紙に戻り」、再契約した約款売買の証書であり、文書裏面の中央部にある。売主、買主、物件とも先の2通と同じであるが、売買価格は112トマーンと先の融資額と利子分を合わせたものとなっている。選択期間は5ヶ月後の6日間、利子にあたる物件の収益の譲渡は100ディーナール(年利0.02%)と極めて安価で形式的なものであり、利子を元金に繰り込んだためと考えられる。不正が発覚した場合の200トマーンを支払う義務も同様である。

・A-1 a-2 約款売買証書(1260年 Rajab 月27日 / 1844年8月12日)

A-1 b-2の選択期間が過ぎて1ヶ月以上たって、再び前の契約が「白紙に戻り」、再契約した約款売買の証書であり、文書表面の欄外にある。売主、買主、物件とも先の3通と同じ、売買価格は100トマーンに戻っている。選択期間は5ヶ月4日後の10日間、利子に関しては、これまで物件の収益を合意契約で譲渡することで処理してきたのに対し、ここでは賃貸契約に変更されているが、額は12トマーン(年利28.1%)と変わらない。不正が発覚した場合の200トマーンを支払う義務も同様である。

以下繰り返しとなるので、要点だけを述べる。売主、買主、物件はいずれも同一、不正に

対する保証の 200 トマンも同様である。

- A-1 b-3 約款売買証書 (1261 年 Šafar 月 4 日 / 1845 年 2 月 12 日)
 価格 100 tomān / 期間 5 ヶ月 + 6 日 / 賃貸料 12 tomān (年利 28.8%)
- A-1 b-4 約款売買証書 (1261 年 Sha'bān 月 15 日 / 1845 年 8 月 19 日)
 価格 100 tomān / 期間 6 ヶ月 + 6 日 / 物件の収益 12 tomān (年利 24.0%)
- A-1 b-5 約款売買証書 (1262 年 Rabi' I 月 25 日 / 1846 年 3 月 23 日)
 価格 100 tomān / 期間 3 ヶ月 + 3 日 / 物件の収益 12 tomān (年利 48.0%)

全体で考えれば、3 ヶ月から 6 ヶ月ごとに契約の事実上の更新を繰り返しながら、モラー・エブラーヒームは 3 年 5 ヶ月以上にわたってソルターン・アフマド・ミールザーから 100 トマンの貸与を受けていたことになる。契約の更新の際の手続きは必ずしも明確ではないが、「白紙に戻し」という表現から、特に金銭の授受は行われず、利子も支払われることなく、更新されたと考えられる。そうだとするならば、利子は、元金に組み入れられた A-1 b-2 も含めて、12 トマンで一定で、結果としては 3 年間 6 ヶ月余りを通じて 12 トマン、利率としては 3.4% という低利であったことになる。これは、残り二つの文書群の取引とは大きく異なるが、その理由は明らかではない。もっとも利子の金額が一定で、利率が不定であるということは、そもそも利率は重視されていなかったのかもしれない。

いずれにせよ、ユダヤ教徒がガージャール朝の皇子からシャリーア法廷で証書を作成して金銭の貸与を受けていたという事実自体が興味深い。両者にいったいどのような接点があったのか、どのような経緯で金銭貸借が行われたのか、最終的に弁済されたのかどうかは、残念ながら明らかではない。ただし、ソルターン・アフマド・ミールザーに関してはさらにいくつかの文書があり、のちに検討することとする。

B. エスキャンダル・ミールザーとアサドッラー親方の取引 [Asnād 296004630]

エスキャンダル・ミールザー *Eskandar Mīrzā* はファトフ・アリー・シャーの次男でマーザンダラーン州知事を務めた *Moḥammad Qolī Mīrzā Molk-ārā*¹¹⁾ の次男にあたる。父が州知事の間副知事 (*Nāyeb al-Eyāle*) の称号を得て、地方行政において活躍した [*Zū al-Qarneyn* 1079]。しかし、モハンマド・シャー期には父はハマダーンに蟄居させられ [*Eksir* 188]、本人も史料から姿を消してしまう。王位をめぐるモハンマド・シャーと争ったゼロッ・ソルターン *'Alī Mīrzā Zell al-Solṭān* と姻戚関係にあった彼が不遇であったことは想像に難くない。1269/1853 年のテヘラン市の建造物調査書にも彼の所有する建造物は現れない [*Āmār*]。

一方、建築業者のアサドッラー親方 *Ostād Asadollāh Bannā' Tehrāni* に関してはテヘ

11) この人物に関しては *Bāmdād* 1363: III 471-472.

ラン出身でサングラジュ区¹²⁾に住んでいたこと、父親が Ostād Moḥammad Nabī Najjār Rūdbārī でギーラーン州ルードバル地方の出身の建具師であったことが文書から明らかとなる。さらに、1269/1853年の建造物調査書ではサングラジュ区に1軒、ウッドラージャーン区に1軒の住宅を所有しており、後者には4家族の賃借人が居住していた [Āmār 65, 234]。ただし、このサングラジュ区の住宅はこれから紹介する一連の取引のものとは別のものであると考えられる。

文書は全部で3枚であるが、そのうち1つは別の文書 (B-2) の写しである。B-1 は両面に契約が記載されている。また、この取引に関連する別ファイルの文書が3通 (B-0, B-4, B-5) あり、前後の経緯を示している。

- ・B-0 売買証書 (1251年 Rajab 月 14日 / 1835年 11月 5日付) [Asnād 296004631]

エスキャンダル・ミールザーがサングラジュ区の住人故 Mirzā ‘Ali Shirāzī の3人の女子の代理人より、一軒の住宅全部を240トマーンで購入した証書である。住宅の四囲の記述を見ると、これこそが以後の約款売買の物件となることが判明する。

- ・B-1 a 約款売買証書 (1252年 Ziḥejje 月 29日 / 1837年 4月 6日付)

稿末に翻刻と和訳を載せた文書である。エスキャンダル・ミールザーがサングラジュ区のタクエ (後の文書によれば Takye-e Hājji Rajab ‘Ali¹³⁾) に接する住宅のビールニーとアングルーニーの6ダングすなわち全部をアサドッラー親方に約款売買を行った。売買価格は180トマーンで、選択期間は太陰暦で5ヶ月経過後の5日間。さらに、アサドッラー親方は賃貸契約の代わりにこの間物件から得られる収益を合意契約によってエスキャンダル・ミールザーに譲渡し、選択期間終了時まで21トマーン6,000ディーナールを支払う約款を付した。年利を計算すれば28.80%で、実質的にはエスキャンダル・ミールザーがこの利率で住宅を担保に180トマーンを借財したことになり、この借入額はB-0の彼自身の住宅購入金額を下回っている。なお、取引はともに代理人 (vakil) の間で行われた。

契約自体は、売買 (担保) 物件が店舗ではなく住宅であること、不正発覚時の損害賠償に関して触れていないことを除いて、A-1 aと同じであることが確認できる。

- ・B-1 b 約款売買証書 (1253年 Sha‘bān 月 5日 / 1837年 11月 4日)

前の文書の作成から7ヶ月を経て作成された。冒頭でB-1 aの約款売買が確定、すなわち代価 (債務額) の返済がなされず、物件の所有権がアサドッラー親方に移ったことを述べたのち、通常の売買によってアサドッラー親方が同じ物件を再びエスキャンダル・ミールザーに200トマーンで売却の契約を結んだ。先の文書で5ヶ月後に設定されていた選択期間を過ぎてしまったため、売買が確定してしまったという前提で、このような手続きを取った

12) 原文では「Ābhane 区」とある。この表現は19世紀前半の文書にはしばしば現われ、Sanglaj 区と同義である。

13) 有名な Krziz の地図 (1275/1858-9年発行) にその位置が示されている。

と考えられる。200 トマーンという価格は B-1 a の取引の価格（融資額）と物件の収益（利子）の合計を若干下回っている。

こうして住宅を買い戻したエスキャンダル・ミールザーは、再びこの住宅をアサドラー親方に対して同額の 200 トマーンで約款売買した。ただし、ショール 2 点、カシミアの小布 1 点、カシミアのズボン 1 点、小敷物 5 点、お盆 2 点などの物品を売買（担保）物件に加えた。選択期間は 6 ヶ月経過後の 10 日間と定められた。さらにエスキャンダル・ミールザーはアサドラー親方から賃借料（利子）25 トマーンで住宅を賃借した（年利 25%）。ただし、賃借料のうち 5 トマーンはおそらくこの文書の認証を行い、押印した法学者¹⁴⁾に不正利得防止金（radd-e mazālem）として支払われた。

この証書への疑問は、一度、売買が確定、すなわち担保差押えになった物件を、一度買い戻して、再度、同価格で約款売買するなどということが実際に行われたのかという点である。文書群 A の取引に見られた「白紙に戻す」形式と同様に、文書の内容にかかわらず、実際にはこの時点で金銭の授受はなかったと考えるのが自然であろう。すなわち、売主（債務者）はこの時点では債務を弁済できず、期限を 2 ヶ月過ぎて、支払いを延ばすためにこのような手段を取ったのである。買主（債権者）は利子の分を元金に繰り入れ、さらに利子を設定することで、この契約の実質的な更新を受け入れたと考えられる。

もう一つの特徴は、法学者に対して、不正利得防止金が支払われていることである。これは通常はワクフ証書や遺言証書に見られるもので、本人が万一不正な利得がある場合、それをそのままにしておくことは最後の審判の際に不利となるため、その分を貧者やサイエドに喜捨するよう取っておくことであり、しばしば法学者が代行するために受領した。この項目が敢えて設定されているということは、この取引から不正な利得が発生する可能性を認めていた、言い換えれば、この取引が非合法と見なされる可能性を認めていたことを示している。おそらくは、期限を 2 ヶ月過ぎてなお契約を実質的に更新するという点に問題があったのであろう。

・B-2 約款売買証書（1255 年 Rabī' I 月 2 日 / 1839 年 5 月 16 日）

B-1 b の契約より約 1 年 7 ヶ月後、すなわち、B-1 b の選択期間が終わって 1 年以上後に、結ばれた約款売買の証書である。B-1 b とは異なり、それ以前の取引にはまったく触れず、A 群の文書のような「白紙に戻す」という表現もない。しかし、売主エスキャンダル・ミールザーと買主アサドラー親方は先の文書と同一であり、主な売買（担保）物件である住宅も、四囲の記述から判断して、B-1 のものと同一である。ただし、この住宅に隣接して、3 軒の店舗が新設され、これも物件に含まれているのに対し、B-1 b に見られた

14) Ākhond Mollā Moḥammad Ḥoseyn Khorāsāni. この人物に関しては不詳。文書の唯一の印も、不鮮明ではあるが、Moḥammad Ḥoseyn と読め、彼の印であると考えられる。

家財類は含まれていない。

物件の価格は350トマン、賃貸料（利子）は22トマン、選択期間は3ヶ月後の3日間と定められており、年利を計算すると25.1%となる。不正利得防止金の記載はない。

問題はやはり、先の契約との関係である。可能性としては、B-1bで負った債務200トマンと利子25トマンをエスキャンダル・ミールザーが期限通りに弁済して、一年後に再び350トマンを借財したとも考えられる。ただし、弁済したという書込はB-2にはなく、証拠がない。もう一つの可能性は、エスキャンダル・ミールザー、それまでの借財を返済せず、店舗を担保に加えたことで、さらに追加の融資を受けて、総額350トマンに達したというものである。次の文書の内容を考慮に入れれば、後者の方が蓋然性が高いように思われる。

・B-3 合意証書（1257年 Rabi' I月2日 / 1841年4月24日）

B-2の証書の2年後、すなわち、選択期間が終わってから1年9ヶ月後の文書で、これまでの取引が総括されている。すでに、約款売買は確定、すなわち担保物件の住宅と店舗は買主（債権者）のアサドラー親方の所有となっていたが、この物件に付随する諸権利——たとえば物件の店子からの賃貸料¹⁵⁾など——をエスキャンダル・ミールザーがアサドラー親方に引き渡し、アサドラー親方は100トマンをエスキャンダル・ミールザーに支払うという内容である。最後に以下のような一節がある。

今後、両者の一方が前述の事柄に関して、他の根拠に基づいて権利の主張を行った場合には、法と慣習によりその根拠は退けられる。

選択期間に売主（債務者）が債務を弁済できず、約款売買が確定したものの、売主（債務者）はさまざまな口実をつけて抵抗したために紛争となり、最終的に買主（債権者）が100トマン支払うことで、決着を見たことがうかがわれる。1年9ヶ月というB-2の選択期間後の空白は、売買の確定（担保差押え）ののちも、実際に買主が物件を獲得するのは容易ではなかったことを示している。また、後述するように売買（担保）物件の価格が実勢価格と差があることもしばしばであり、この場合も物件は住宅と店舗3件でB-2の350トマンと最後の100トマンを合わせた450トマン程度の価値があったということなのであろう。ちなみに、エスキャンダル・ミールザーの購入価格が240トマンであったから、店舗を新設して、5年8ヶ月で資産価値は2倍近くになっている。

・B-4 約款売買証書（1259年 Rabi' I月7日 / 1843年4月7日）[Asnād 296004652]

A群、C群の文書にも登場するソルターン・アフマド・ミールザーが売主（債務者）である約款売買証書。買主（債権者）は Āqā 'Abd al-Ḥamīd b. Mollā Ādine Naqīb なる人物

15) 賃貸契約書に明記されている賃貸料 ('ojrat al-mosammā) および市価で支払う賃貸料 ('ojrat al-meşl)。

で、物件の価格は500トマン、選択期間は3ヶ月後の3日間、買主（債権者）から売主（債務者）にこの期間の物件の利益の譲渡する形式を取り、利子にあたるその代価は37トマン、年利を計算すれば29.6%となる。

問題は、この取引の物件が四囲を見ると、これまでのB群の文書の取引物件の住宅と同一のものを考えざるをえないことである。土地の広さが2,000 zar'¹⁶⁾、19部屋の部屋があるというこの住宅はやはりハーッジー・ラジャブ・アリーのタキエの西側に位置している。ただし約款売買にかけられたのは住宅の全部ではなく、4/6の持分である。しかもB-2で新設された3軒の店舗はこの時点でまだアサドラー親方の所有となっており、物件の四囲に含まれている。すなわち、B-3の文書が作成されたのち2年の間に売買等で所有権がアサドラー親方からソルターン・アフマド・ミールザーへ移り、さらに後者はそれを担保に融資をうけたことになる。なお、4/6の持分で500トマンということは、住宅全体では750トマンの融資が可能であった計算であり、店舗を加えたB-3時点での450トマンからさらに価格が高騰していると考えられる。

・B-5 売買証書（1259年 Jomādā II 月 24日 / 1843年 6月 22日）[Asnād 296004652]

アサドラー親方がまだ所有していた3軒の店舗を100トマンでソルターン・アフマド・ミールザーに売却する証書。店舗の土地の広さは50 zar' 内訳は食料品店、飼料店、青果店で、前述のようにB-2、B-3の取引で入手したものである。

以上の文書から、ハーッジー・ラジャブ・アリーのタキエの西側の住宅がわずか8年間で3度所有者を変え、2度も約款売買にかけられたことが明らかとなる。テヘランの不動産がかなりの流動性を持っていたこと、そして約款売買は流動性の主要要因の一つであったことが想定される。

C. ナザル・アリー・ハーンとソルターン・アフマド・ミールザーの取引 [Asnād 296003210]

前述のソルターン・アフマド・ミールザーの別の取引相手ナザル・アリー・ハーン Naẓar 'Alī Khān b. Gholām 'Alī Khān Bayāt Zarandī に関しては情報が少ない。彼の出身地であるザランドという地名はケルマーン州のそれが有名であるが、彼がバヤート族の出身であることを考慮すれば、テヘラン南西約100 kmの地点にあるそれであると考えられる¹⁷⁾。1269/1853年のテヘランの建造物調査書では、バーザール区のガリーバーン街

16) 1 zar' は長さの単位で約104 cm。この場合は平方zar' と考えられる。

17) Adamec (ed.) 1976: 703 参照。Jouanninによれば19世紀初頭にはテヘラン周辺に3,000人のバヤート族が定着していたという [Dupré 460]。なお、ケルマーンのザランドにはバヤート族は不在。

(Kūche-e Gharibān) に一軒の住宅を所有していることが示されているが [Āmār 133], おそらくこれが約款売買にかけられた住宅であろう。

文書は全部で6枚あるが、そのうちC-1は両面に契約が記載されている。また、C-5, C-6以外はすべて文書の写し (savād) であり、写しが作成された経緯もC-6に記されている。

・C-1 a 約款合意証書 (1260年Šafar月26日 / 1844年3月17日)

文書群A, Bが通常の約款売買であったのに対して、これは約定選択権附合意契約による証書である。実質的な内容は同じであるが、そのため、前述の定型句以外にも形式上異なった点がある。たとえば、融資額に物件の価格ではなく「合意料 (māl al-moṣāleḥe)」、利子にあたる賃貸料もしくは収益の譲渡のかわりに「債務の残金 (bāqī al-zemme)」という表現を用い、選択期間の終了時まで、まず「債務の残金」を支払い、それから合意料の同等物を支払うことで、契約を取消できる約款が付されている。

内容的にはナザル・アリー・ハーンがテヘランのバーザール区のカリーバーン街にある2棟からなる住宅と10個の石臼 (sang-e ṭāḥūne) を約款合意によってソルターン・アフマド・ミールザーに譲渡するものである。合意料は160トマーン、選択期間は7ヶ月後の7日間、利子にあたる「債務の残金」が28トマーンであるから、年利を計算すれば30.0%となる。

この他にいくつかの付帯規定が付けられている。この契約ではナザル・アリー・ハーンは物件を利用することはできないので、形式的にソルターン・アフマド・ミールザーが物件の収入を100ディーナールで譲渡する合意も結ばれた。また、欄外では文書群Aに見られたのと同様、不正が発覚した場合の損害賠償として300トマーンが定められた。

これまでの文書に見られなかった条件として、延滞金の規定がある。いかなる理由であれ、選択期間が終了し、売買が確定してもナザル・アリー・ハーンが物件をソルターン・アフマド・ミールザーに引き渡さない場合、その間、毎月5トマーンを前者が後者に支払うことが明記されたのである。文書群Bに見られたように、実際に契約が確定 (担保差押えが決定) しても、債務者が物件を引き渡さない例が多々あったと考えられ、これに備えるための規定である。ちなみに、この延滞金の年利は計算すれば37.5%と主契約より高めに設定されている。

・C-1 b-1 約款合意証書 (1260年Shavvāl月28日 / 1844年11月10日)

C-1 aから8ヶ月後、両当事者は文書群Aで見られたのと同様の「白紙に戻す」形式で再度、約款合意契約を結んでいる。物件は同じ、合意料は180トマーンに増え、利子にあたる「債務の残金」も40トマーン5,000ディーナールと増額されており、選択期間は8ヶ月後の8日間で、年利を計算すると33.75%となる。不正が発覚した場合の損害賠償料は同じ300トマーン、契約が確定した後も物件が引き渡されない場合の延滞金、毎月5トマーンも同様である。ただし、選択期間までの物件の収益の形式的な譲渡はなく、物件の収益はナザル・アリー・ハーンにあると明記されている。

・C-1 b-2 約款合意証書 (1261年 Sha'bān 月 29日 / 1845年 9月 2日)

C-1 b-1 から9ヶ月後に結んだ契約であるが、形式はC-1 b-1 と全く同じである。物件は同じ、合意料180トマーンも同様であるが、利子にあたる「債務の残金」は37トマーン、選択期間は4ヶ月後の6日間で、年利を計算すると61.7%となる。損害賠償料300トマーン、延滞金の月あたり5トマーン、物件の収益が選択期間終了までナザル・アリー・ハーンにあるのも同様である。

・C-1 b-3 約款合意証書 (1262年 Rabi' I 月 1日 / 1846年 2月 27日)

C-1 b-2 から約6ヶ月後に結んだ契約で、形式はやはりC-1 b-1 とほぼ同じである。物件、合意料180トマーンも同様であるが、利子にあたる「債務の残金」は36トマーンが、選択期間は起点を遡って1262年 Moḥarram 月 1日 (1845年 12月 30日) から8ヶ月後の8日間である。これは、前のC-1 b-2 の契約がこの日付で切れてしまうためであると考えられる。年利を計算すると30.0%となる。物件の収益が選択期間終了までナザル・アリー・ハーンにあるのも同様である。ただし、紙面の欄外に書き込まれていて、余白がないせいか、損害賠償料や延滞金に関する記述はない。

なお、これには1263年 Zīqa'de 月 23日 (1847年 11月 2日) 付で、約款合意が確定(担保差押え)し、物件は買主(債権者)のものとなった旨の書き込みがある。この日付はC-2, C-3の日付より遅いが、後述するように債権の回収が困難になったのちに記されたものと考えられる。

・C-2 約款売買証書 (1263年 Ṣafar 月 3日 / 1847年 1月 21日)

C-1 b の証書の最後の日付から11ヶ月後に結ばれた契約である。当事者2名は同様にナザル・アリー・ハーンとソルターン・アフマド・ミールザーであるが、契約の種類がそれまでの約款合意から約款売買へ変わっている。また、物件もガリーバーン街の住宅は同様であるが、石臼の数が10個から6個へ減っている。代価(融資額)は200トマーン、選択期間は翌月のRabi' I 月 1日から11ヶ月後の10日間、利子にあたる物件の賃貸料が48トマーンであることから、年利を計算すれば26.8%である。代価は毎月20トマーンずつ返済することになっていた。

この文書の場合も、まず、以前の文書との関係が問題となる。B-2同様、「白紙に戻す」形式ではなく、前の取引に関する言及は全くない。ナザル・アリー・ハーンがC-1 b の債務を弁済し、再び借財したという可能性は、先述のC-1 b-3 の書込によって否定され、また、総計216トマーンに達していた債務を一度弁済して、すぐに200トマーン借財するというのは不自然である。この場合も交渉が行われ、債務と担保に変更を加えて、契約を更新したと考えることができる。

また、この文書にも、エマーム・ジョムエ2世 Mirzā Abū al-Qasem Emām Jom'e の1264年 Rabi' II 月 1日 (1848年 3月 7日) 付の書込があり、選択の期間を2ヶ月過ぎても代価が返済されないで、売買は確定し、物件はソルターン・アフマド・ミールザーのもの

となったとある。しかし、次の文書が示すようにこの本文と書込の間にも紆余曲折があったのである。

・C-3 合意証書 (1263年 Jomādā I月5日 / 1847年4月19日)

ナザル・アリー・ハーンが没したため、C-2から3ヶ月後に作成されたものである。ソルターン・アフマド・ミールザーがナザル・アリー・ハーンとの約款売買に関する諸権利すべてを彼の兄弟 Mahdī Khān Bayāt Zarandī に232トマーンの代価で譲渡することが述べられている。具体的に担保物件であった住宅と石臼6個が言及され、3ヶ月後に110トマーンを9ヶ月後に122トマーンが支払われるように定められた。さらに、それぞれ期限通りに支払われない場合にはその後2ヶ月間ソルターン・アフマド・ミールザーに契約取消の権利があり、その場合は約款売買証書にしたがうという付帯条項がつけられた。

この証書は、債務者の死去という事態に対応して、満期で248トマーンであった債権をやや減額して、その兄弟から回収することを目的としたものであると考えられる。

・C-4 行政文書 (日付不明)

日付は不明であるが、C-3の内容を受けている。Mollā Valiollāh という人物が自分自身として、そしてソルターン・アフマド・ミールザーの代理としてディーヴァーンハーネに訴願した。ナザル・アリー・ハーンに対して、自分が30トマーン、ソルターン・アフマド・ミールザーが248トマーンと6個の石臼の債権があったが、ナザル・アリー・ハーンが死去したため、その債務をその兄弟マフディー・ハーンが弁済するよう取り決めた。しかし、彼は債務を履行せず、テヘランから逃走してそちらの方へ逃走してしまった。そのため、彼を逮捕するためにこちらから執達吏 (moḥaṣṣel) として Ḥoseyn Dabāshī-e Farrashkhāne-e Mobāreke を派遣した。彼が債務を履行するならば彼か彼の代理人をテヘランへ連行し、もしシャーリア法廷で交渉の余地があるならば彼本人をテヘランへ連行して交渉にあたらせるよう命じる内容である。

これは中央からある地方の知事に対して発せられたものであると考えられる。この文書の裏面には「親愛なる兄弟 Teymūr Pāshā 宛」との書込がある。この人物のはちにマーカー知事を務めた Teymūr Pāshā Mākū'i に相当すると考えられる¹⁸⁾。この文書の書出も「親愛なる兄弟」であるが、彼を兄弟と呼ぶ政府の高官は誰であろうか。アゼルバイジャンの西辺の町、マーカー出身者の中央進出は宰相 Ḥajjī Mirzā Āqāsi の引き立てによるものであった。ティムール・パーシャー自身、宰相の側近であったことが史料から窺える¹⁹⁾。したがっ

18) Bāmdād 1353 [I 229-230] の記述はシェイフ・オベイドッラーの反乱の際の活躍に触れるのみで、不十分である。一貫してマーカーやホイの師団を統括してきた軍人であった彼は最終的にはマーカー知事となり、Amīr-e Tomān の地位を得た [Īrān 693: 2] (1306年 Ziḥejje 月 29日付)。

19) ハーッジャー・ミールザー・アーガースィーが高官たちの総意で罷免されたとき、最後まで彼の側に留まり、最終的にはやむなく状況を告げに宰相のもとへ赴いた [Nāsekh 937-938]。

て、この文書は宰相のハーッジー・ミールザー・アーガースィーが、債権者のディーヴァーン・ハーネへの訴願の結果、発給した文書であると考えられる。

・C-5 合意証書 (1264年 Sha'bān 27日 / 1848年 7月 29日)

まず、一連の事実関係が説明され、ナザル・アリー・ハーンの債務を引き継いだマフディー・ハーンも弁済しないうちに死去したこと、物件の住宅はソルターン・アフマド・ミールザーの所有に帰したことが述べられる。ところが、マフディー・ハーンの弟 Hādi Khān が、彼自身と姉妹 2 名、母親が物件の住宅の 1 / 10 の持ち分を所有していると主張した。彼らの所有権を解除するために、建築業者が住宅の価格を見積り、彼らが物件の住宅に関して持っているあらゆる権利を 60 トマーンの代価でソルターン・アフマド・ミールザーに譲渡するという合意がこの文書である。

1 / 10 持分の権利を解除するのに 60 トマーンを要したということは、住宅の価格は 600 トマーンほどであった計算となる。筆者の解釈が正しければ、ソルターン・アフマド・ミールザーは当初の 160 トマーンと最後の 60 トマーン、合わせて 220 トマーンの支出で 2.5 倍以上の価格のこの住宅を入手したことになる。

・C-6 (1268年 Rajab 月 / 1852年 4-5月) 陳述書

Ebrāhīm Khān b. Moṣṭafā Beyg Afshār による陳述書である。彼が前述の約款売買の物件であった住宅をソルターン・アフマド・ミールザーより購入し、5 通の関連文書をソルターン・アフマドより受け取った。しかし、住宅の東側の土地片のみは購入せず、依然ソルターン・アフマド・ミールザーが所有していた。一連の文書の引き渡しによりソルターン・アフマド・ミールザーの所有権を証明するものがなくなるため、この文書を作成したのである。

価格は不明であるが、C-5 から 4 年後にはソルターン・アフマド・ミールザーは物件を売却していたことが確認できる。

買主（債権者）が同じ人物でありながら、文書群 A と C では大きく様相が異なっている。文書群 C ではより高い利子が設定され、契約の更新により債務は雪だるま式に膨らんだ。売主（債務者）が死去するも、債務は引き継がれ、最終的に売買確定（担保差押え）に至り、支出額の 2.5 倍以上の価値の物件を入手したのである。入手した物件を 4 年後には売却していることも、この取引が主に利殖のためになされたことを窺わせる。

IV 約款売買の特徴、位置づけと国家の政策

1 約款売買の特徴と位置づけ

以上のテヘランの事例から導かれる約款売買の第一の特徴は、基本的な構造は同一であるが、細部においてさまざまな相違があるということである。証書の主契約が売買契約か合意

契約か、附されている約款が賃貸契約か、合意による物件の利益の譲渡か、あるいは「債務の残金」であるか、損害賠償の有無、不正利得防止金の有無、延滞金の規定の有無など、少しずつ異なる点がある。したがって、約款売買契約を結ぶ際には細部に関して当事者が十分に交渉を行う必要があったと考えられる。

金利は、形式だけの100ディーナールから61.7%に達するものまでであるが、20%から30%までのものが全体の件数の75%を占め、公刊文書に見られる地方の事例とほぼ同様の結果である²⁰⁾。期間は3ヶ月から11ヶ月までのものがあり、地方のような10年に及ぶものはない。短い契約を「白紙に戻す」形式で更新するところがテヘランの事例の特徴である。売買(担保)物件は、石臼や家財も加えられる例もあるが、基本的に店舗や住宅といった都市の不動産であったため²¹⁾、都市における人や物の流動性の高さを背景にこのような契約が好まれたのであろう。

取引主体に着目すると、買主(債権者)には建築業者と皇子がなっており、両替商など職業的な金融業者以外の人物もこの役割を果たしていたことがわかる。金融業者で債権者であることが想像されるユダヤ教徒が、この事例では売主(債務者)であるのも興味深い。文書が多く残っているソルターン・アフマド・ミールザーの場合、売主(債務者)と買主(債権者)の両方の役割を果たしていたことが判明する。これは宮廷官人の中で約款売買を利用した金銭貸借が相互に行われていた可能性を示唆する。

もっとも、商人や両替商が約款売買を行わなかったわけではない。19世紀後半の著名な商人Ḥājji Moḥammad Ḥasan Amīn al-Ẓarbは約款売買を通じて地方知事等の政府高官から土地を獲得したことが知られている [Mahdavi 1983: 261, 276]。しかし、以下のような彼が代理人に当てた手紙は、この取引が必ずしも商人の間で一般化していなかったことを窺わせる。

Ḥājji Mahdīの約款売買についてだが、私は450トマーンを貸与して、約款売買証書を受領し、(それは)同封されている。しかし、あなたは470トマーン取りたてなければならぬ。というのは、これの代わりに手形(barāt)にしたならば、40～50日の期限があり、その先払い差益(tafāvot-e tanzil)があったはずからである [Tejārat 44]。

あえて手形になぞらえて説明していることからして、彼らにとっては手形の取引こそが慣れ

20) 19世紀半ばにイランに滞在したSheilは「法定金利(legal interest)」を12%以下とし、ただし、実際の金利は多くの場合25%以上、ときには100%にまで達するとする [Sheil 143]。しかし、法定金利なるものが存在を裏付ける証拠は証書には見あたらない。この点で15%までは合法としたオスマン朝の事例とは異なる [Çağtay 1970: 63-64]。

21) 国民文書館の他の文書では不動産ではなく、宝石付の勲章と水煙管を約款売買にかけた例もある [Asnād 296005942]。ただし、物件の賃貸はなく(すなわち利子なし)、ウラマーの印もない。これは、質入の性格を持っていたと考えられる。

親しんだ業務であったことがわかる²²⁾。実際、アミノッ・ザルブに関する文書集では圧倒的に手形への言及が多く、約款売買への言及はこの一カ所のみである。さらに、約款売買のみが唯一の高利貸の方法でなかったことも明らかである。手形取引のほかにも、法学解説書には「現金対現金の取引」、すなわち約款売買によらない年利 20% の高利貸取引の例があらわれ、しかも約款売買と併用されている [Shatāt 229]。もちろんこれはイスラーム法上、違法とされるが、実際にはこのような取引も存在したと考えてよいだろう。つまり、約款売買は数ある高利貸取引のなかの一つに過ぎなかったのである。ただし、法的に認められており、証書が法廷で作成され担保物件がある約款売買は、手間がかかるが、他の取引に比してより安全なものであったと考えられ、ある程度の財産のある階層が利殖のため積極的に参加していったのである²³⁾。

一方、債務者が期間内にその債務を弁済することができず、売買が確定、すなわち担保物件が差し押えられる場合には、さまざまな問題が生じた。当然のことながら、物件の資産価値は約款売買の価格を大きく上回る場合も多かったことが想定され、確定後に合意証書でその差額を埋めることとなった。文書群 B の場合も C の場合も、約款売買の確定後、すなわち担保物件の差押えののちに、物件に附随する諸権利の解除という名目で、買主（債権者）は売主（債務者）に追加金を払わなければならなかった。約款売買証書で書かれた契約通りにはなかなか物件の差押えは進まなかったのである。

2 ガージャール朝の政策

約款売買における物件の差押えは当時一つの社会問題となっていた。ガージャール朝政府は、前述の 1275/1858 年の法務官の職務規程のなかで、確定した約款売買の物件の差押えが円滑に行われるよう、法務官が務めることを定めている（第 22 条）。そして、法務官は、文書群 B、C の場合とは逆に、担保物件が債務額より安価なために告訴がなされた場合には、債務を全額履行させるよう定められた（第 23 条）。さらに、本来は自分の所有する物件で約款売買を行ったにもかかわらず、差押えの段になって、約款売買の前にこれの子供や親族に贈与してあった主張して、差押えを逃れようとする行為を認めないように規定された（第 25 条）。

実際にディーヴァーンハーネに告訴された事件も官報に見いだされる。1278/1861 年、シーラーズ出身の仲買人が約款売買で 300 トマーンを借財し、売買確定後 1 年以上たっても、

22) Amin al-Zarb の手形取引に関しては [Mahdavi 1983: 250-251]。なお、両替商に関する専門論 [Floor 1979] も手形類の取引に多くの説明を割き、「担保をとる個人向け融資」については簡単な言及に留まっている。

23) 担保附金銭貸借に限らないが、オスマン朝においてもさまざまな階層が金銭貸借を行っていたことに関しては Jennings 1973 を参照。

物件を引き渡さないという告訴があった。物件の住宅を 2 人の建築家が査定し、1 トマンあたり 150 ディーナールの利子（1.5%）を見込んで精算するように決定がなされ、査定の結果、物件の価格が借入額を上回ったので、物件は差し押さえられたものの、売主（債務者）であった仲買人は差額を受け取った [Dowlat 509: 5]。また、1278/1862 年にはパルヴィーズ・ハーン准将なる人物が村の不法占拠で告訴されたが、その村は彼が買主（債権者）となった約款売買の売買（担保）物件であった。調査の結果、売主（債務者）が担保であるにもかかわらず村を勝手に妻に売却して証書を作成し、この妻がこの証書をもとに訴えを起こしたことが判明し、訴えは退けられた [Dowlat 521: 4]。一応、先の法務官の職務規程の原則は守られているように見える。

一方で、宮廷史家エッテマード・サルタネはナーセロ・ディーン・シャー（位 1848-96）の優れた事績の一つとして、脱法行為であるという理由で約款売買確定後の物件の差押えを禁じたことを挙げている [Ma'āser 176-177]。たしかに、官報によれば、一時、政府は選択期間が終了して約款売買が確定しても、債務者はただちに物件を引き渡す必要はなく、通常の利子を払って債務を弁済すれば物件を保有することを認め、たとえ引き渡し後も債務を完全に弁済した場合には物件を回復することができるよう定めた。これは、債権者が約款売買を通じて非常な安価で物件を入手するのを阻止するための措置でもあった。

しかし、この結果、債務者は債務の履行を怠るようになり、債権回収の見込みがないことから取引は廃れてしまった [Dowlat 611: 3]。また、債権者と債務者との訴訟も頻発し、政府は対応に苦慮した。そこで、1281/1864 年に約款売買確定後、1 年間だけ債務者に猶予を認める勅令が発せられた [Dowlat 562: 5-6]。さらに、再度、1284/1867 年、同様の勅令が発せられた。すなわち、債務者はこの 1 年の猶予の間に債務を完全に履行すれば、物件を保有しつづけることが認められ、債権者はこの間に債務が履行されなければ物件を差し押えることができた [Dowlat 611: 3]。1900 年頃の司法省の記録にも、司法省自体が約款売買における債務不履行に対して、売買（担保）物件の差押えを認める例がある [Adālat 295-296]。エッテマード・サルタネの言にもかかわらず、物件の差押えは 19 世紀を通じて続いていたのである²⁴⁾。

おわりに

以上の検討により、約款売買の実態や性格が明らかとなった。当時のイランで盛んに行われた約款売買の特徴は、一言でいうならば、職業的金融業者ではなく、一般の個人対個人の、

24) Emāmī [1384: 545] は、本来、商業や農業に投資されるべき資金がこの取引に流れ込んだため、ナーセロ・ディーン・シャーが約款売買価格以上の価値のある物件の差押えを禁じたとする。ただし、彼の論拠は不明。

綿密な交渉の結果結ばれる利子附金銭貸借であるということである。皇子や皇孫、軍人、建築業者、ユダヤ教徒まで、意外な組み合わせで金銭貸借が行われていた。そして、証書の作成には、期間、利子、担保はもちろん、保証料や不正利得防止金などさまざまな付帯条項に関して、一つ一つ交渉して決定することが必要であった。利子は多くが年利15%から30%程度であったが1%以下の超低利や200%もの超高利も存在した。証書はシャリーア法廷で作成され、ウラマーの認証が存在し、担保物件が設定されることから、他の取引よりは手間はかかるが安全なものであったと考えられる。債務不履行の場合には担保物件を差し押さえることができたが、ただし、契約の文面通りにはなかなか履行されず、更なる交渉やディーヴァーンハーネへの告訴を必要とする場合もあった。

また、農村部とテヘランの都市部でも相違があり、農村部では主に土地片や村の持分が担保とされ、貸借期間が10年に達するような長いものも存在するのに対し、テヘランでは担保物件が店舗や住宅であり、貸借期間が1年以下でありながら、「白紙に戻す」形式で契約を更新するのが通例であった。物件価格の高騰や度重なる所有者の変更など、都市の流動性が背景として見られる。

それでは、イスラーム法に反するという疑念や物件差押えをめぐる紛争にもかかわらず、この取引が国家からもウラマーからも認められ、さまざまな階層によって盛んに行われてきたのはなぜだろうか。物件差押えの禁止によって生じた事態を官報は以下のように述べる。「この理由で、諸取引 (mo'amelât) の諸門が閉じ、商売 (dâd o setad) の道がうち捨てられたままになるのもまもなくであった [Dowlât 611: 3]。」このようなやや大仰な言い方は、約款売買の取引が当時の経済の循環のうえで不可欠な部分であることを示している。オスマン朝に存在した金銭ワクフや近代的な銀行が存在しなかったガージャール朝下の社会では、資金調達のためにこの約款売買の持つ意味が特に大きかったと考えられる。また、シールは、当時のイランは「シャーからラバ追いまで」債務を負っており、あらゆる階層によって頻繁に借財が行われる社会であったことを強調する [Sheil 141-142]。このような状況下では、政府も約款売買を禁止することは不可能であった。その意味で、約款売買もまた経済上の必要からイスラーム法を柔軟に解釈し、適用した一つの事例に他ならないのである。

附録

証書 B-1a 和訳

慈悲深く慈愛あまねき神の御名において

さて、この法的な証書を記し著す理由は以下のものである。① 偉大なる皇子モルク・アーラー閣下の息子である高貴なる皇子の子エスキャンダル・ミールザー閣下が、法の諸条件を満たした状態で、自由意志によって、強迫や強制によらず、以下の物件を適法な約定選択権附売買によって、気高く称賛されるべき人物であり、同じくアープハネ街区に住むテヘラン出身の建築業者であるアサドッラー親方に売却した。自ら購入した私有財であるアンダルーニーの建物 6 ダーングとその廊下の上には上階とテラス (mahtābi) があるビールーニー 6 ダーング、および廐舎と春夏廐舎 6 ダーングすべて全部——それらは前述の街区にあり、その四囲は以下の通りであり、買主が見分したものであるが、以下のようなすべての附属物とともに

東 タキエと公道 / 南 ハーッジー小道とパン職人のミールザー・モハンマドの家 / 西 モハンマド・アリー・ベイクの家 / 医師のミールザー・モハンマドの家とアーガースィー・ハーンの家と公道の小道

階上と階下の建物、扉や窓、道具や足場、樹木や水路、通路や入口、言及していないもの説明していないものも含めてそれに附属するものはすべて、所有権がふさわしいものはそれらから何も除かないで。売却の代価は、一つ 20 ノホドで、一つ 1 トマーン 10 シャーヒーで通用するモハンマド・シャーのアシュラフィー金貨 170 個と 30 ノホドのモハンマド・シャーのリアル銀貨 15 個で、現在の換算で合計 180 トマーンになる²⁵⁾。売買の契約および合意の注意は受入れられ、アラビア語とベルシア語で代理人の間で読み上げられ成立し、述べられているすべての代価は引き渡された。

② 契約に伴って以下の約款が定められた。売主閣下、もしくはその法的代理人が売買契約の日を除いて陰暦で 5 ヶ月経過したのち 5 日間の間——選択の期間の最後は 5 日目の日没であるが——前述の売却の代価の同等物を買主もしくはその法的代理人に返済した場合には、売買契約を取消することができる。返済がない場合には売買契約は拘束力があり、選択は無効となる。

③ 次に、以下のような法的合意がなされた。前述の売主は前述の物件の収益を前述の期間前述の売主に引き渡し、合意の代価は前述の銀貨で 21 トマーン 6,000 ディーナールであり、選択の期間の最後の日売主もしくはその法的代理人、買主もしくはその法的代理人に支払うこと。合意の契約もまた前述のように成立した。かくのごとし。ヒジュラ暦 1252 年 Zū al-ḥejje 月 29 日。[印：エスキャンダル・ミールザー]

認証

1. この証書に書かれたとおり、わたしのもとで売主と売買における約定者は陳述し、代価は支払われ、合意は受入れられた。我は最も卑しき僕。[あらゆるものの創造主の僕、モハンマド・ジャアファール?]
2. そこに書かれたことに関する知識は、私のもとで私に届いた。[我らが主、モハンマドの名前に讃えあれ]
3. 私のもとで、そこに書かれたことが起こった。[モハンマド・ハサン]
4. そこに記されているように物事が定められた。[ゼイノル・アーベディーン]

25) 1 nokhod = 1 / 24 meşqāl = 約 0.18 g. 1 tomān = 10,000 dinār. 1 shāhi = 50 dinār. 1 riyāl = 1 qerān = 1,000 dinār.

بسم الله الرحمن الرحيم

فبعد باعث بر تحریر و تسطیر این وثیقه شرعیه آنکه ① سرکار عظمت و جلالت آثار امیرزاده والاتباء اسکندر میرزا ملقب بنایب الایاله ابن نواب مستطاب/ شاهزاده اعظم ملک آرا فی حالة تحقق الشروط الشرعیه کالقصد والاختیار بلا اکراه و بلا اجبار بفروخت بمبیاعه صحیحه صریحه شرعیه شرطیه خیاریه بعالیحضرت رفیع منزلت/ ستوده اطواری استاد اسد الله بنای طهرانی ساکن محله آبهنه ایضاً همگی و تمامی شش دانگ عمارت اندرونی و شش دانگ بیرونی که در بالای دالان آن بالاخانه/ و مهتابی دارد و شش دانگ طویله و بهاربند ابتیاعی ملکی خود را که واقع است در محله مذکوره و محدود بحدود اربعه ذیل و مشاهد مشتری است با جمیع توابع ولواحق

حدی	حدی	حدی	حدی
شرقی متصل بتکیه و شارع عام	جنوبی کوچه حاجی الی	غربی بخانه محمد علی بیگ	بخانه میرزا محمد طیب
خانه میرزا محمد خیاب		وخانه آقاسی خان و کوچه عام	

آن از ابنیه و بیوتات فوقانی و تحتانی و دروب و پنجره و آلات و داربست و اشجار و انهار و ممر و مدخل و کل ما یتعلق بها ذکرام لم یدکر و وصف/ ام لم یوصف آنچه ملکیت را سزد و شاید بدون وضع چیزی از آنها بمال المبیاعه یکصد و هفتاد عدد اشرفی بیست نخودی عددی یک تومان و ده شاهی رواج/ محمد شاهی و پانزده عدد ریال سی نخودی ایضاً که کلاً معادل یکصد و هشتاد تومان رایج سلطانی الآنی است و صیغه مبیاعه و احتیاط مصالحه آگاهاً و قبولاً بالعریبه و الفارسیه بین و کیلها واقع و جاری و ثمن تمام و کمال باقراره تسلیم کرده

② و در ضمن عقد شرط شرعی شد که در صورتیکه سرکار بایع/ یا قائم مقام شرعی او در ظرف مدت پنج یوم بعد از انقضای پنج ماه هلالی غیر روز مبیاعه که آخر ایام خیار وقت غروب روز پنجم میشود/ رد مثل مال المبیاعه موصوف بسوی مشتری یا قائم مقام شرعی او نماید مختار برفسح مبیاعه بوده باشد و در صورت عدم رد بیع لازم و خیار/ ساقط خواهد بود

③ و ثانی الحال مصالحه صحیحه شرعیه نمود مشتری مذکور منافع مبیع مسطور را در مدت مزبوره با سرکار بایع معظم الیه/ بمال المصالحه بیست و یک تومان و شش هزار دینار ریال موصوف که در روز آخر خیار مبیاعه سرکار بایع یا قائم مقام شرعی ایشان کار سازی/ مشتری یا قائم مقام شرعی او نماید و صیغه مصالحه نیز بطریق مذکور سمت صدور یافت و کان ذلک فی تاسع و العشرین شرعی / فی شهر ذی حجه الحرام فی شهر السنه الثانیة الخمسین بعد الماتین والالف من الهجرة النبویه سنه ۱۲۵۲ [اسکندر میرزا]

تسجیل:

۱. اعترف البایع والشارط بالبیع و اخذ الثمن و قبول الصلح كما زبر فی هذا الورقة لدى و انا العبد الاحقر [خالق کل شی عبده محمد جعفر؟]
۲. قد حصل لی العلم بما زبر لدى [افتخر من السیدنا لاسم محمد]
۳. وقع ما زبر فيه لدى [محمد حسن]
۴. هو قرر الامر كما سطر فيه [..... امام زین العابدین]

参考文献

- Ādālat*: Asnād-e Dīvān-e 'Ādālat-e 'Ozmā, in: 'Abbās Zāre'i Mehrvarz (ed.), *Khāṭerāt va Asnād-e Moḥammad 'Alī Ghaffārī* III. Tehran. 1380 Kh., 271 – 319.
- Āmār*: Sīrūs Sa'dvandīyān va Maṣṣūre Eṭṭehādīyye (ed.), *Āmār-e Dār al-Khelāfe-e Tehrān*. Tehran. 1368 Kh.
- Asnād: Ganjīne-e Asnād-e Mellī-e Īrān. Tehran.
- 'Azodī: Solṭān Moḥammad Mīrzā 'Azod al-Dowle. *Tārīkh-e 'Azodī*, ed. 'Abd al-Ḥoseyn Navā'ī. Tehran. 2535 Sh.
- Dowlat: Rūznāme-e Dowlat-e 'Ellīye-e Īrān*. Tehran repr. 1370 – 1372 Kh.
- Dupré: A. Dupré, *Voyage en Perse fait dans les années 1807, 1808 et 1809*. Paris. 1819. repr. n. p. 2003.
- Eksīr*: 'Alī Qolī Mīrzā E'tezād al-Salṭane, *Eksīr al-Tavārīkh*, ed. Jamshīd Kīyānfār. Tehran. 1370 Kh.
- Estārbād*: Masīḥ Zabīḥī & Manūchehr Sotūde (ed.), *Az Āstārā tā Estārbād* VI–X. Tehran. 1354 – 1380 Kh.
- Īrān: Rūznāme-e Īrān*. repr. Tehran. 1374 – 1379 Kh.
- Jawāhir*: Shaykh Muḥammad Ḥasan al-Najafī, *Jawāhir al-Kalām fī Sharḥ Sharā'ī al-Islām* XXIII, ed. Shaykh 'Alī Akhundī. Beirut. 1981.
- Makāsīb*: Shaykh Murtaḍā al-Anṣārī, *Kitāb al-Makāsīb* II. Qom. 2000.
- Ma'āṣer*: Moḥammad Ḥasan Khān E'temād al-Salṭane, *al-Ma'āṣer va al-Āṣār*, ed. Īraj Afshār. Tehrān 1363 Kh.
- Nāsekh*: Moḥammad Taqī Lesān al-Molk Sepehr, *Nāsekh al-Tavārīkh: Tārīkh-e Qājāriyye*, ed. Jamshīd Kīyānfār. Tehran. 1377 Kh.
- 60 Sanad*: Hashem Rajabzāde & Kīnji Eura (ed.), *60 Sanad-e Fārsī az Dowre-ye Qājār*. Tokyo. 1999.
- Shatāt*: Mīrzā Abū al-Qāsem Qommi, *Jāme' al-Shatāt* II, ed. Morteżā Rażavī. Tehran. 1371 Kh.
- Sheil: Lady Sheil, *Glimpses of Life and Manners in Persia*. London. 1856.
- Tejārat*: Aṣghar Maḥdavī va Īraj Afshār (ed.), *Asnād-e Tejārat-e Īrān dar Sāl-e 1287 Qamarī*. Tehran. 1380 Kh.
- Vaqāye'*: *Rūznāme-e Vaqāye' al-Eṭṭefāqiyye*. repr. Tehran. 1373 – 74 Kh.
- Zū al-Qarneyn*: Mīrzā Fazlollāh Shīrāzī Khāvarī, *Tārīkh-e Zū al-Qarneyn*, ed. Nāṣer Afshār far Tehran. 1380 Kh.
- Adamec, L. W. (ed) (1976) *Historical Gazetteer of Iran I: Tehran and Northwest Iran*. Graz.
- Bāmdād, Maḥdī. (1353 Kh.) *Sharḥ-e Ḥāl-e Rejāl-e Īrān dar Qarn-e 12 va 13 va 14 Hejri* I – VI. Tehran.

- Bayındır, A. (1992) Bey' bi'lvefâ, in: *Türkiye Diyanet Vakfı İslâm Ansiklopedisi* VI. Istanbul.
- Boxberger, L. (1998) Avoiding Ribâ : Credit and Custodianship in Nineteenth- and Early-Twentieth Century Hâdramawt. *Islamic Law and Society* 5 (2), 196-213
- Çağtay, N. (1970). Ribâ and Interest Concept and Banking in the Ottoman Empire. *SI* 32, 53-68.
- Emâmî, Mir Sayyed Hâsan (1383 Kh.) *Hoquq-e Madani*. 24th ed. Tehran.
- Floor, W. (1979) The Bankers (şarrâf) in Qâjâr Iran. *ZDMG* 129, 263-281
- Gerber, H. (1988) *Economy and Society in an Ottoman City Bursa, 1600-1700*. Jerusalem.
- 磯貝健一 (2002) 中央アジア古文書学における書式研究の可能性——合法売買文書によるケース・スタディー 新免康編『中央アジアにおける共属意識とイスラームに関する歴史的研究』(科学研究費補助金・研究成果報告書) 中央大学, 51-66.
- Jennings, R. C. (1973) Loans and Credit in Early 17th Century Ottoman Judicial Records: The Sharia Cort of Anatolian Kayseri. *JESHO* 16, 168-216.
- 近藤信彰 (2001) マヌーチェフル・ハーンの資産とワクフ『東洋史研究』60 (1), 1-33.
- Kondo N. (2003) The Waqf of Ustad 'Abbas: Revision of Deeds in Qajar Tehran. In: Kondo, N. (ed.), *Persian Documents: Social History of Iran and Turan in Fifteenth to Nineteenth Centuries*. London, 106-128.
- 近藤信彰 (2004) 「二重のワクフ」訴訟——19世紀イランのシャリーア法廷『日本中東学会年報』19 (2), 117-142.
- 近藤信彰 (2005) ウラマーとファトワー——近世イランを中心に 林佳世子・榎屋友子編『記録と表象——史料が語るイスラーム世界』東京大学出版会, 171-192.
- Mahdavi, A. (1983) The Significance of Private Archives for the Study of the Economic and Social History of Iran in the Late Qajar Period. *IrSt* 16 (3-4), 243-278.
- Owsia, P. (1994) *Formation of Contract: A Comparative Study under English, French, Islamic and Iranian Law*. London.
- ロダンソン, M. (1978) 『イスラームと資本主義』山内昶訳. 岩波書店.
- Schacht, J. (1964) *An Introduction to Islamic Law*. Oxford.
- Werner, Ch. (2003) Formal Aspects of Qajar Deed of Sale. In: Kondo, N. (ed.), *Persian Documents: Social History of Iran and Turan in Fifteenth to Nineteenth Centuries*. London, 13-49.
- 柳橋博之 (1998) 『イスラーム財産法の成立と変容』創文社.